

大分県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		8.6E-3	2.7E-1	2.6E+1	26.2
64	エトフェンプロックス	1.9E+1	1.4E+1	1.6E+1	5.9E+0	54.7
117	テブコナゾール				2.2E+0	2.2
139	トラロメトリン			1.6E+0	7.2E-1	2.3
140	フェンプロパトリン			2.2E+0		2.2
153	テトラメトリン	1.6E+2	1.0E+1	2.0E+2		378.4
181	ジクロロベンゼン	3.3E+2	2.1E+2			541.2
225	トリクロロホン		7.3E+0			7.3
248	ダイアジノン		6.7E-1			0.7
251	フェニトロチオン		1.7E+2	2.8E+0		172.8
252	フェンチオン	3.7E+0	6.5E+1	3.7E+0		72.3
256	デカン酸				3.6E-2	0.0
350	ペルメトリン	3.0E+1	4.4E+1	3.2E+1	2.0E+1	126.7
405	ほう素化合物		7.9E-1	2.8E+1	1.0E+0	29.4
427	カルバリル			1.5E+2		146.6
428	フェノプカルブ			9.1E+1	6.3E+1	153.8
457	ジクロロボス	6.5E+1	7.3E+2			799.1
合 計		6.1E+2	1.3E+3	5.3E+2	1.2E+2	2515.8

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等